

2015年2月20日 全13頁

貸出支援基金の現状と今後

順調に増加する貸付残高、再延長・拡充はあり得るか

金融調査部 兼 パブリック・ポリシー・チーム
研究員 太田珠美

[要約]

- 2015年1月、日本銀行の金融政策決定会合で貸出支援基金の延長・拡充が決定した。具体的な内容は、①2015年3月31日に設定されていた新規貸付の受付最終期日を1年延長すること（それに伴い基金の廃止日等も1年延長）、②対象金融機関毎の上限を1兆円から2兆円へ、貸付残高の上限を7兆円から10兆円にそれぞれ引き上げること、③日本銀行の非取引先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組みを導入すること、の3点である。
- 貸出支援基金の残高は2015年1月末の時点で24.7兆円に達した。予定通りにいけば、2016年3月末に新規受付を終了し、2020年6月末に基金は廃止となる。ただし、日本銀行が掲げる「2%の『物価安定の目標』の実現」の達成は早くとも2016年度以降とみられる。今後の物価見通し次第ではあるが、貸出支援基金の再延長・拡充もしくは残高を維持する等の施策が講じられる可能性もあるだろう。

貸出支援基金の拡充が決定

日本銀行（以下、日銀）は2015年1月の金融政策決定会合で貸出支援基金の延長・拡充を決定した¹。具体的な内容は、①2015年3月31日に設定されていた新規貸付の受付最終期日を1年延長すること（それに伴い基金の廃止日等も1年延長）、②対象金融機関毎の上限を1兆円から2兆円へ、貸付残高の上限（日銀が供給する資金の上限額）を7兆円から10兆円にそれぞれ引き上げること、③日本銀行の非取引先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組みを導入すること、の3点である。

日銀の金融政策に対しては、国債、ETF、J-REIT、社債等の資産買入れに世間の関心が向かいがちだが、貸出支援基金の残高は2015年1月末時点で24.7兆円に達している。国債保有額(261.7兆円)には程遠いが、ETF(4.0兆円)やJ-REIT(0.2兆円)、社債(3.3兆円)等の保有額を大

¹ これに伴う基本要領の改正は2015年2月以降の金融政策決定会合で行われることになっている（本稿執筆時点ではまだ改正は行われていない）。

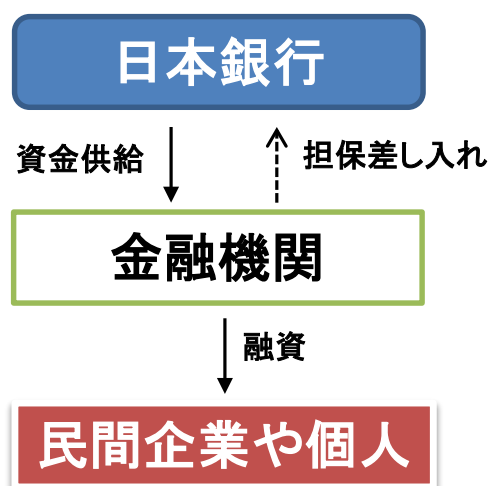
大きく上回る規模となっている²。今回の貸出支援基金の拡充により、今後さらに残高が増えることも見込まれる。

本稿では貸出支援基金がこれまでどのように運営されてきたかを振り返るとともに、拡充が決定された背景と、今後の動向について考察していきたい。

1. 制度概要

まず、貸出支援基金の制度概要について簡単に確認する。貸出支援基金は経済の成長基盤強化、および貸出増加に向けた金融機関による取り組みを支援するため、日銀が金融機関に資金供給を実施するものである（図表1）。その際、日銀は金融機関から適格担保³を受け入れる。日銀が金融機関に対して長期かつ低利の資金を貸し付けることで、金融機関から民間への貸出を増やそうとする意図がある。

図表1 貸出支援基金の基本的な仕組み



（注）貸出支援基金では金融機関からの貸出について、政府・地方自治体・金融機関等向けは対象外としているため、主な貸出先は事業会社もしくは個人ということになる。

（出所）大和総研作成

貸出支援基金による資金供給の方法は当初「成長基盤強化を支援するための資金供給（成長基盤強化支援資金供給）」だけであったが、途中から「貸出増加を支援するための資金供給（貸出増加支援資金供給）」が追加された（図表2）。両資金供給の大きな違いは2点ある。1点は、成長基盤強化支援資金供給は貸出目的に一定の条件が付されているのに対し、貸出増加支援資金供給は貸出目的に制限がないという点である。もう1点は、貸出増加支援資金供給は貸出残

² 日本銀行「営業毎旬報告」より。

³ 日銀が適格と認める担保。金融機関は差し入れている担保に応じて、日銀から資金供給を受けることができる。

高が増えている金融機関でなければ利用できないが、成長基盤強化支援資金供給は貸出残高が増えていなくても利用できるという点である（図表3）。

図表2 貸出支援基金の導入・拡充

2010年6月	成長基盤強化支援資金供給の導入が決定 （本則のみ）
2011年6月	ABL 特則の導入が決定
2012年3月	成長基盤強化支援資金供給を拡充 ・ 本則の貸付残高の上限を増額（3兆円→3.5兆円） ・ 本則および ABL 特則を2年延長 小口特則と米ドル特則の導入が決定
2012年12月	貸出増加支援資金供給の導入が決定
2014年2月	成長基盤強化支援資金供給・貸出増加支援資金供給を拡充 ・ 成長基盤強化支援資金供給（本則）の貸付残高の上限を増額（3.5兆円→7兆円）、および貸付先毎の上限を増額（1,500億円→1兆円） ・ 成長基盤強化支援・貸出増加支援資金供給を1年延長 ・ 成長基盤強化支援・貸出増加支援資金供給の貸付期間を長期化（1～3年間→4年間）（注）
2015年1月	成長基盤強化支援資金供給・貸出増加支援資金供給を拡充 ・ 成長基盤強化支援資金供給（本則）の貸付残高の上限を増額（7兆円→10兆円）、および貸付先毎の上限を増額（1兆円→2兆円） ・ 成長基盤強化支援・貸出増加支援資金供給を1年延長 ・ 成長基盤強化支援・貸出増加支援資金供給の利用対象者の拡充 （日本銀行の非取引先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組みを導入）

（注）当初貸付期間。これ以前も、借換えを利用すれば通算4年間貸付けを受けることは可能だった。

（出所）日本銀行より大和総研作成

図表3 成長基盤強化支援資金供給・貸出増加支援資金供給の制度比較表

	貸出支援基金				貸出増加支援資金供給
	本則	ABL 特則	小口特則	米ドル特則	
資金使途	制限あり				制限なし
貸付残高の上限	10兆円	0.5兆円	0.5兆円	120億米ドル	なし
貸付先ごとの上限	2兆円	500億円	—	10億米ドル	貸付残高の増加額に応じて設定
貸付期間	4年			1年	4年
借り換え	1年（当初の貸付期間含め通算4年以内）	2年	本則に準ずる	本則に準ずる	1年単位で貸付先の希望する期間（当初の貸付期間含め、通算4年以内）（注1）
貸付利率	年0.1%			米ドル6か月物LIBOR	年0.1%
利用できる機関	預金取扱金融機関、証券会社、短資会社等				預金取扱金融機関
廃止日	2020年6月30日（2016年7月以降は新規貸付を行わない）				

（注1）2014年3月末までの貸付けを想定。2014年4月1日以降の新規貸付分については借換えの定めがない。

（注2）本稿執筆時点で基本要領の改正は未実施だが、2015年1月の金融政策決定会合の内容を反映している。

（出所）日本銀行より大和総研作成

なお、どちらの資金供給も民間への貸出を増やすことを目的とした制度であるため、政府、地方自治体ならびに金融機関向けの貸出は対象外である。具体的には、貸出目的が成長基盤強化に資するものであっても、政府、地方自治体ならびに金融機関向けの貸出は成長基盤強化支援資金供給の対象にはならない。また、政府、地方自治体ならびに金融機関向けの貸出残高がふえても、貸出増加支援資金供給の対象とはならない。

どちらも時限的な措置であり、2020年6月30日に廃止される予定である（受付は2016年3月まで、2016年7月以降新規貸付は行われない）。

（１）成長基盤強化を支援するための資金供給（成長基盤強化支援資金供給）

成長基盤強化支援資金供給は、日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給である。金融機関がこの制度を利用するためには、まず金融機関が「成長基盤強化に向けた取り組み方針」を策定し、日銀の認可を受ける必要がある。この方針は、金融機関が日銀から供給された資金をどのように活用するかを示すものであり、具体的には以下の3点を満たさなければならない。

- ① 資金使途が以下の18項目に該当するなど日本の成長基盤強化に資する、長期（期間1年以上）の貸出または投資であること。
 - (1) 研究開発
 - (2) 起業
 - (3) 事業再編
 - (4) アジア諸国等における投資・事業展開
 - (5) 大学・研究機関における科学・技術研究
 - (6) 社会インフラ整備・高度化
 - (7) 環境・エネルギー事業
 - (8) 資源確保・開発事業
 - (9) 医療・介護・健康関連事業
 - (10) 高齢者向け事業
 - (11) コンテンツ・クリエイティブ事業
 - (12) 観光事業
 - (13) 地域再生・都市再生事業
 - (14) 農林水産業、農商工連携事業
 - (15) 住宅ストック化支援事業

(16) 防災対策事業

(17) 雇用支援・人材育成事業

(18) 保育・育児事業

② 当該投融資資金を用いて事業を行う者が国内居住者であること（外国法人であっても、国内に事業所を有し、かつ、国内において成長基盤強化に資する事業を行う者であれば対象となる）。

③ 日銀が資金供給の趣旨等に鑑み不相当と認める特段の事情がないこと。

認可を受けた金融機関はそれに基づき資金供給の申込みを行い、日銀から資金供給を受ける。資金供給の申込み受付は3か月に1回行われており、資金供給の貸付期間は4年、利息は0.1%である。貸付残高の上限は10兆円⁴で、各貸付先が「成長基盤強化に向けた取り組み方針」に基づいて行う投融資の新規実行額相当額が日銀から供給される。貸付先ごとの貸付額の上限は2兆円⁵となっている。なお、成長基盤強化支援資金供給は、銀行だけでなく証券会社や証券金融会社、短資会社、日本政策投資銀行も利用可能である。

金融機関の投融資先は国内居住者または国内に事業所を有する外国法人が対象である（政府や地方自治体、金融機関等は対象外）。また、外国法人に関しては国内企業と密接な関係にある場合（国内企業の連結対象子会社等）も投融資先の対象となり得る。外国法人が投融資を受け、その資金を国外で利用する場合は、①国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に資する、②国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資する、③国内において使用する原材料の安定調達に資する、のいずれかの効果が見込まれることが必要である。

ここまでの基本的な成長基盤強化支援資金供給の概要である。この本則に対して、成長基盤強化支援資金供給にはABL特則、小口特則、米ドル特則という3つの特例が設けられており、それぞれ別途、貸付残高の上限が設定されている。

◆ABL特則

2011年6月の日銀金融政策決定会合で導入された。正式名称は「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」である。金融機関が行う出資等（資本性を有する投融資）または動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資）で、日本の成長基盤強化につながるものを対象とし、投融資の新規実行額相当額が日銀から資金供給される。貸付期間は本則と同じ4年だが、借換えは2年以内の期間である。貸付利率は0.1%である。貸付残高の上限は0.5兆円に設定されており、貸付先ごとの上限は500億円である。

⁴ 2015年1月の金融政策決定会合の決定内容を反映した数値。前掲注1のとおり、本稿執筆時点では基本要領の改正は行われていない（現行の基本要領では貸付残高の上限は7兆円）。

⁵ 前掲注4と同様（現行の基本要領では貸付先ごとの貸付額の上限は1兆円）。

◆小口特則

2012年3月の日銀金融政策決定会合で導入された。正式名称は「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」である。小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう）を対象としたもので、貸付残高の上限は0.5兆円に設定されている。

◆米ドル特則

2012年3月の日銀金融政策決定会合で導入された。正式名称は「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」である。貸付対象先は本則に準ずるが、米ドル資金を日銀と受渡しするために、ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する金融機関でなければ利用できない（仮に米ドル口座を保有していない場合、ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託すれば利用可能となる）。貸付期間は1年以内の期間で、貸付利率は米ドルの6か月物LIBORである。貸付残高の上限は120億米ドル、貸付先毎の貸付額の上限は、10億米ドルである。

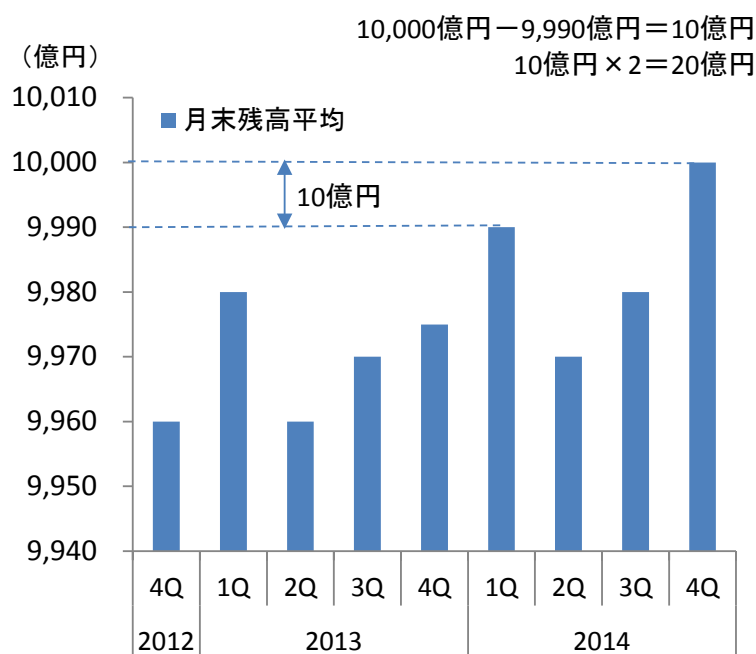
（2）貸出増加を支援するための資金供給（貸出増加支援資金供給）

貸出増加支援資金供給は、民間金融機関の貸出姿勢をより積極化すること、企業や家計の前向きな資金需要の増加を促すことを目的とした資金供給である。2012年12月の日銀金融政策決定会合で導入が決定した。資金供給の申込み受付は3か月に1回行われており、貸付期間は4年で、貸付利率は0.1%である。貸付残高の上限は設定されておらず、貸付先ごとの上限額も設けられていないが、貸付日毎の貸付限度額は日銀が定める四半期における貸出の月末残高平均から、2012年第4四半期（10～12月）までの四半期から、日銀が定める四半期の直前の四半期までの各四半期における貸出の月末残高平均額のうち、最大の額を控除したものの2倍となっている⁶。

例えば、日銀の定める四半期が2014年10～12月だった場合、ある銀行の2014年10～12月の貸出の月末残高平均額が10,000億円で、2012年の第4四半期以降、2014年第3四半期までの各四半期における貸出の月末残高平均額の最大が9,990億円であれば、20億円が貸付限度額になる（図表4）。

⁶ 2014年4月1日以降の新規貸付についての限度額である。それ以前は、2012年第4四半期（10～12月）における貸出の月末残高平均額に対して、日銀が指定した四半期における貸出の月末残高平均額の増加額が限度額とされていた。

図表4 貸出増加支援資金供給の貸付日毎の貸付限度額（例）



(出所) 大和総研作成

2. 利用状況

(1) 成長基盤強化支援資金供給

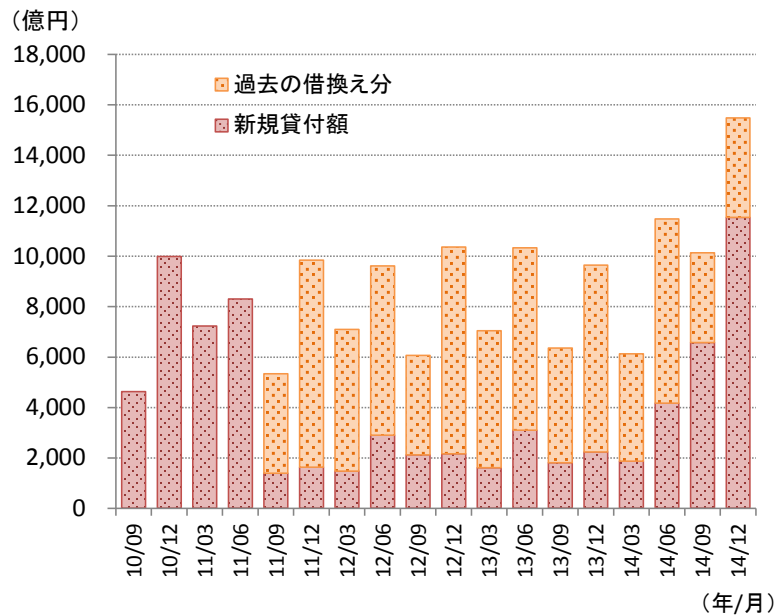
①本則

本則の貸付額（過去の借り換え分を含む）は、2014年3月実施分までは概ね毎回6,000億円～1兆円の範囲で推移していたが、2014年6月実施分から増加傾向にあり、2014年12月実施分は1.5兆円を超えた（図表5）。これは、2014年2月に貸出支援基金が拡充され、貸付残高の上限が引き上げられた効果とみられる（決定は2月だが、基本要領等の改正実施日が3月実施日より後であったため、効果が表れたのは6月実施分以降ということになる）。

内訳をみると、2014年9月実施分からは過去の借換え分が減少している。成長基盤強化支援資金供給は借換えを含めても最長で4年までしか利用できない。第1回の資金供給が実施されたのが2010年9月であることから、4年が経過した2014年9月以降、借換えが減少したものとみられる⁷。

⁷ 第15回の資金供給（貸付実行日は2014年3月）までは貸付期間が1年（借換えは3回まで）であったため、4年経過前に返済が完了しているものもある。第16回以降は貸付期間が最初から4年以内の期間に設定されている（期日前返済は可能）。

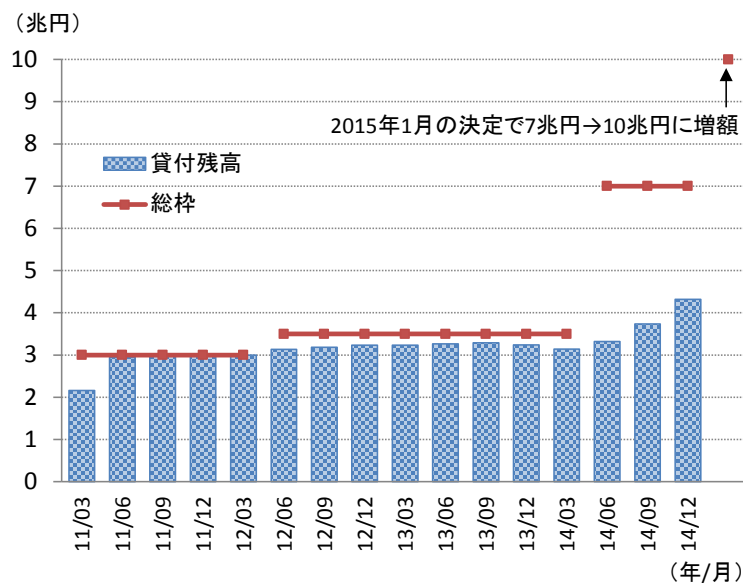
図表5 成長基盤強化支援資金供給の貸付実行額の推移



(出所) 日本銀行より大和総研作成

2014年2月の制度拡充で貸付残高の上限が7兆円に増えるまで、利用率（貸付残高の上限に対する貸付残高の割合）は概ね9割前後で推移していた（図表6）。7兆円に増えてからは利用率が大きく低下している。2015年1月に再度貸付残高の上限が3兆円増額されることが決定したが、これは、仮に2014年6月から2014年12月までの残高増加ペース（平均で前回比約11%増）が2016年3月まで継続した場合、残高が7兆円を超えるためとみられる。

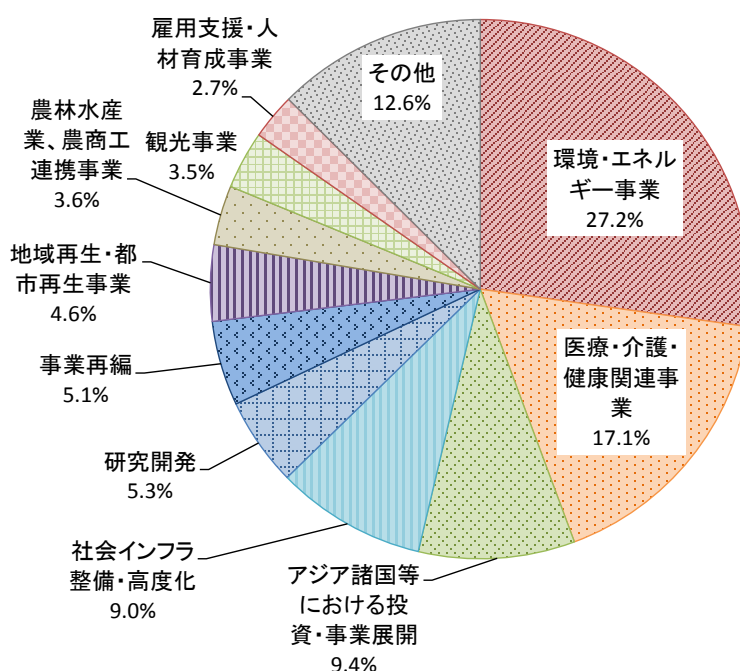
図表6 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の推移



(出所) 日本銀行より大和総研作成

実際に金融機関がどのような成長分野に投融資を行っているか過去の実績をみると、「環境・エネルギー事業」、「医療・介護・健康関連事業」、「アジア諸国等における投資・事業展開」、「社会インフラ整備・高度化」といった分野の利用が多いようだ（図表7）。

図表7 成長基盤強化支援資金供給の利用内容



（注）第1～18回の本則分の個別投融資の単純合計における割合であり、期日前返済や約定弁済等による減少は反映していない。

（出所）日本銀行より大和総研作成

②ABL 特則

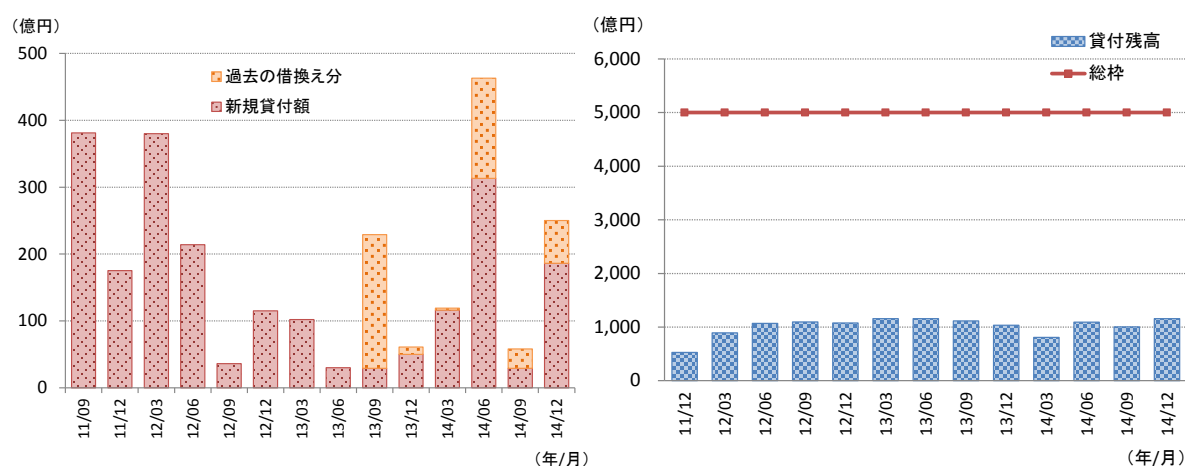
ABL 特則は回ごとに資金供給額にばらつきがあるものの、貸付残高は1,000億円前後で安定して推移している（図表8）。動産・債権担保融資の担保は売掛金、設備、機器、原材料、仕掛品、製品・商品、無形固定資産（知的財産権）が想定されているが、実際に利用が多いのは原材料、製品・商品、設備、売掛金を担保とするケースで、機器、仕掛品、無形固定資産（知的財産権）を担保とする融資は少ないようだ⁸。

ABL 特則の貸付残高の上限（5,000億円）からすると、あまり利用実績がないように見えてしまうが、そもそも日本の動産・債権担保融資は1～2兆円程度の規模しかない⁹。ABL 特則は不動産担保や人的保証によらない貸出を増やすための呼び水効果を狙って導入された面もあり、その観点で見れば、一定量の利用が定着したことを評価すべきであろう。

⁸ 2014年3月までに実施された貸付実績による。2014年6月以降は内訳は公表されていない。

⁹ 金融庁が公表している「金融庁の1年（事務年度）」の資料9-8-9「不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達」によれば、2014年3月末時点の動産・債権担保融資の残高は1.4兆円である。

図表8 ABL 特則の貸付額（左図）と貸付残高（右図）の推移



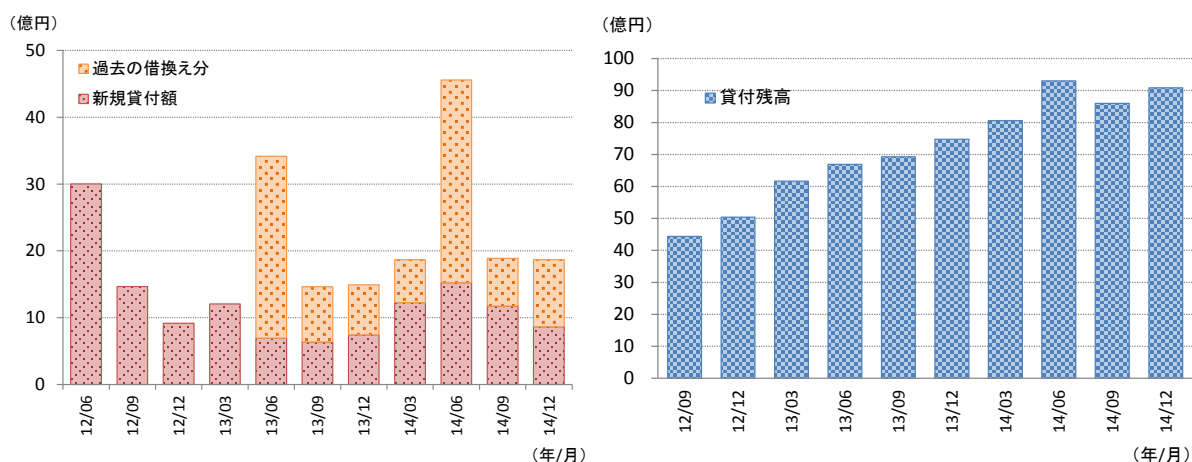
（出所）日本銀行より大和総研作成

③小口特則

小口特則はあまり利用されておらず、貸付残高は 90 億円程度である（図表 9）。小口特則が導入されたのは、本則では大口案件が中心となるため、中小・零細企業向け投融资が対象となりにくかったことが背景にあったが、本則の貸付先毎の貸付上限（2 兆円¹⁰）に小口特則の残高が含まれてしまうこともあり、現状、小口特則の利用は進んでいない。

ただし、2015 年 1 月の拡充で「日本銀行の非取引先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組み」が導入されることになり、これまで当該資金供給を利用できなかった信用組合や JA バンク等が参加できるようになる。これら金融機関は 1 件当たりの貸出金額が小さい中小企業や個人事業主向けの貸出が多いため、今後小口特則の利用が増えていく可能性もある。

図表9 小口特則の貸付額（左図）と貸付残高（右図）の推移



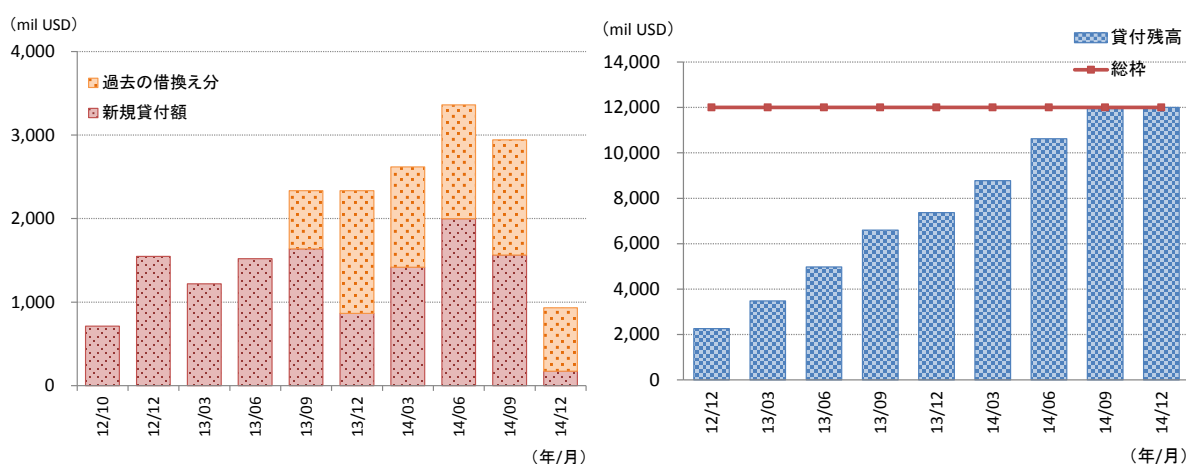
（出所）日本銀行より大和総研作成

¹⁰ 前掲注 5 と同様。

④米ドル特則

米ドル特則の貸付残高は貸付残高の上限（120 億ドル）にほぼ達している（図表 10）。企業の海外展開に伴う外貨需要の増加などを背景に、活発に利用されているようだ。前述のとおり、米ドル特則はその資金を国内だけでなく、国外で使用する事が認められており、貸付の9割前後が国外で使用されている¹¹。また、その資金使途は「国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に資することが見込まれるもの」が過半を占め、ついで「国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資することが見込まれるもの」、「国内において使用する原材料の安定調達に資することが見込まれるもの」となっている。

図表 10 米ドル特則の貸付額（左図）と貸付残高（右図）の推移



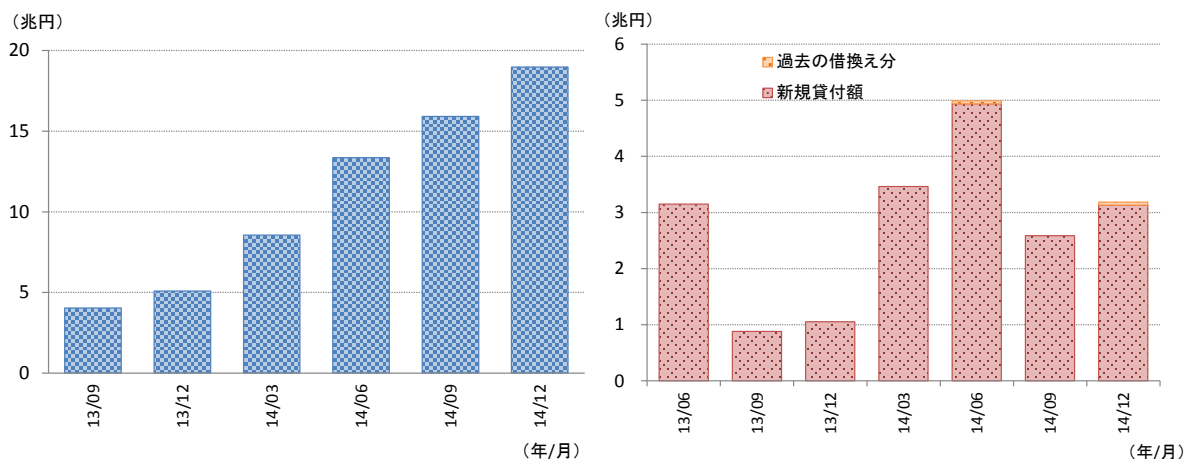
（出所）日本銀行より大和総研作成

（2）貸出増加支援資金供給

貸出増加支援資金供給は貸付先毎の上限や貸付残高の上限が設けられておらず、残高は堅調に増加している（図表 11）。現時点で借換えはあまり行われていないが、これは 2013 年に実施された 3 回の貸付の約 9 割（金額ベース）が 3 年間の貸付けを選択したためである。2014 年 6 月実施分以降、貸付期間が 4 年間で統一されているため、当面の間、借換えがほとんど発生しない状況が続くだろう。大量の期日前償還がない限り、貸付残高は維持され、新規貸付分だけ増えていくということになる（ただし、2014 年 3 月実施分に関しては 5 割弱が 1 年間の貸付けを選択していることから、2015 年 3 月実施分は一時的に借換え額が増える可能性がある）。

¹¹ 2012 年 4 月～2013 年 12 月に実行された投融資実績によるもの（公表は 2014 年 2 月）。これ以降、実績の内訳は公表されていない。

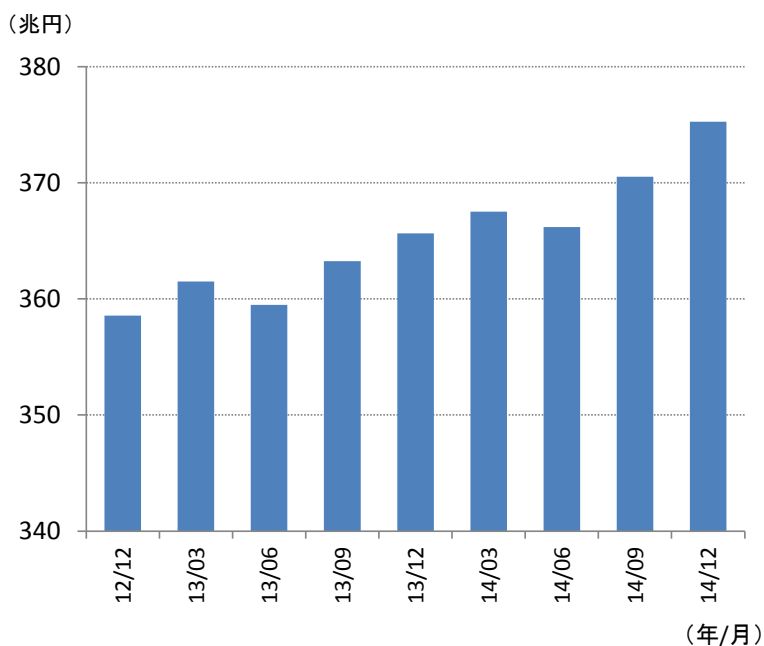
図表 11 貸出増加支援資金供給の貸付残高（左図）と貸付額（右図）の推移



(出所) 日本銀行より大和総研作成

金融機関の民間向け貸出残高¹²は増加基調にあり、2012年12月末と2014年12月末の金融機関の貸出残高を比べると、16.7兆円増加している（図表12）。

図表 12 金融機関の貸出残高の推移



(注) 金融機関の貸出残高は政府・地方自治体向け、金融機関向け貸出を除いた額。

(出所) 日本銀行より大和総研作成

貸出増加支援資金供給の貸付残高は2014年12月の時点で19.0兆円であり、金融機関が当該資金供給を積極的に利用している様子が窺える。金融機関の貸出残高増加額より貸出増加支援資金供給の利用額が多くなっているが、この要因としては、まず先に挙げた金融機関の貸出残

¹² 貸出支援基金の対象となるもの（政府・地方公共団体向けに加え、金融機関向け融資も除く）。

高は全金融機関の合計額であり、残高が増加している金融機関だけの増加額を合計すると 16.7 兆円より多くなることが挙げられる。次に、貸出増加支援資金供給は「●年第◆四半期の月末残高の平均値」といったように四半期（3か月）分の月末貸出残高の平均を用いて貸付先に対する上限額を計算するのだが、先の数値は四半期末時点の数値であるため、誤差が生じていることが挙げられる¹³。

3. 今後の動向

2010年9月に第1回目の資金供給が実施されてから今日に至るまで、貸出支援基金の残高は堅調に増加を続けてきた。引き続き、2016年3月の新規受付終了まで増加していくことが予想される。なお、2015年1月の金融政策決定会合で日銀の非取引先金融機関について、各々の系統中央機関を通じて制度を利用することが可能になった。日銀に当座預金口座を持つ系統中央機関は、信金中央金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、全国信用協同組合連合会の4つだが、信用金庫の大半は既に個別に当座預金口座を開設しているため、今回の制度変更で利用が増えるとすれば残りの3機関ということになる（本稿執筆時点では全国信用協同組合連合会のみ、成長基盤強化支援基金の対象先になることが公表されている）。ただし、労働金庫の総貸出残高は11.9兆円¹⁴、JAバンクの総貸出残高は21.1兆円¹⁵、信用組合の総貸出残高は9.9兆円¹⁶と、全て合計しても銀行の総貸出残高の1割程度にしか過ぎないため、利用が進んだとしても、貸出支援基金残高に与える影響は限定的だろう。

貸出支援基金が予定通り2016年3月に新規受付を終了した場合、日銀は2020年6月末の基金廃止まで、4年をかけて20～30兆円の資金を金融機関から回収することになる。しかし、予定通り終了できるかは不透明である。日銀は「2%の『物価安定の目標』の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、『量的・質的金融緩和』を継続する」ことを掲げ、マネタリーベースを年間約80兆円に相当するペースで増やしている。消費者物価指数が2%に達するのは早くても2016年度とみられ¹⁷、2016年3月の時点では金融機関から資金を回収する動きに転じられない可能性もある。2015年10月に発表される「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」もしくは2016年1月に発表される「中間評価」で物価見通しが量的・質的金融緩和政策が出口戦略に向かう水準に達していなければ、貸出支援基金についても期間の再延長・拡充もしくは当面残高を維持する等の施策が講じられることが予想される。

¹³ 日本銀行が公表している「貸出先別貸出金」は四半期末の残高のみ公表されており、月末平均値は公表されていない。

¹⁴ 2014年12月末時点、全国労働金庫協会「全国労働金庫 預金・貸出金残高」より。

¹⁵ 2014年12月末時点、JAバンク「全国JA貯金・貸出金残高速報」より。

¹⁶ 2014年11月末時点、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」より。

¹⁷ 2015年1月に公表された「2014～2016年度の政策委員の大勢見通し」によれば、消費者物価指数（除く生鮮食品）は2015年度で前年比+1.0%、2016年度で同+2.2%である（いずれも政策委員見通しの中央値）。「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（2015年2月12日閣議決定）の2015年度の消費者物価指数（総合）の見通しは前年比+1.4%である。